

沖縄漁業安定基金事業

令和2年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）募集要領

1. 事業の趣旨、目的

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄産水産物の流通促進のため、漁協と一体となって取り組む新規の店舗及び加工設備等の借料支援を行うものとします。

2. 助成率

助成率 定額

3. 事業実施者

沖縄県に住所を有する漁業協同組合と一体となって取り組む沖縄産水産物の生産者団体（漁業士会、女性部、青壮年部など）又は水産庁長官が特に水産物の流通を促進するための取組を行う者と認めた者とします。

4. 事業の実施期間

事業の実施期間は、交付決定日から令和3年3月31日までとし、事業の内容に応じて最長3ヶ年度助成を受けることができます。ただし、その場合においても、事業実施計画の作成、審査、承認を毎年度受けなければならないものとし、したがって、2ヶ年度目（次年度）以降の助成継続を保証するものではありません。

5. 採択予定件数

予算の範囲内で1件程度

6. 事業内容

事業の支援対象となる取組の要件は、以下の全てを満たすこととします。

- (1) 沖縄産水産物の流通を促進するための取組であること
- (2) 取組による効果が十分に期待できること
- (3) 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性や先進性を有していること

7. 助成対象経費等

6. の事業を実施するに際して、以下の(1)から(3)のうち、水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）の取組に必要と認められる範囲の経費を助成対象経費とし、別途、財団が定める予算額の範囲で1事業あたり50万円を上限に定額で助成金を交付するものとします。なお、応募に当たっては、事業の助成期間中における必要経費

を算出していただきますが、実際に交付される助成金の額は、申請書類に記載された計画書等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額と一致するものとは限りません。

- (1) 水産物の流通経路を開発するために必要な新規の店舗の借料
- (2) 水産物の流通経路を開発するために必要な加工設備等の借料
- (3) 水産物の流通経路を開発するために必要な簡易営業店舗設営にかかるテント、機器機材等の借料

8. 提出期限等

- (1) 提出期限 令和2年5月17日(金)午後5時必着
- (2) 計画書等の提出場所及び事業の内容等に関する問い合わせ先
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-25-39 水産会館3階
電話：098-860-2640 (担当：金城、仲松)
- (3) 提出書類及び部数
 - ・計画承認申請書(当財団ホームページから取得) 2部
 - ・経費内訳書(助成対象経費の詳細を示したもの) 2部
 - ・提出者の概要(組織概要) 1部

9. 審査・発表

当財団は、提出期限経過後、速やかに事業推進評価委員会を開催し、その審査結果を水産庁に報告し、承認された場合、助成金交付候補者として選定した者にその旨を通知するとともに、それ以外の計画書提出者に対しては、候補とならなかった旨をそれぞれ通知します。

本通知は、助成金交付の候補となったこと(又はならなかったこと)をお知らせするものであり、助成金候補者への助成金の交付は、別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることとなります。